5 屋外広告物の景観誘導について

港区らしい魅力的な街並み景観を育むため、様々な機会を捉えて、効果的な景観誘導に取り組みます。

また、身近な地域で良好な街並み景観を保全・育成するため、意識の向上を目的とした普及啓発を継続的に進めます。

(1) 事前協議制度を活用した景観誘導

建築物の新築等や屋外広告物の許可申請の機会を捉え、景観アドバイザーの助言を活用した事前協議に新たに 取り組みます。

(1) 建築物の新築等



景観法による行為の届出を必要とする建築物の新築等に合わせて、屋外広告物を計画される場合は、建築物等と一体に審査を行います。

手続の流れ

建築物等の計画に合わせ屋外広告物を表示・設置する場合は、下記の流れに沿って手続をお願いします。



景観アドバイザー制度の活用

屋外広告物と景観に関する知見を有す る景観アドバイザーの助言を活用し、地域 特性を踏まえた魅力的な街並み景観づく りに貢献する表示・設置となるよう誘導 します。



屋外広告物の表示・設置等



屋外広告物を単体で表示・設置する場合は、屋外広告物の許可申請(東京都屋外広告物条例)前に事前協議を行っ てください。

協議対象となる屋外広告物

良好な景観形成に影響を与える恐れがある物として、表示・掲出に一定の制限が課される、下記の①及び②に 該当するものを景観事前協議の対象とします。

- ①東京都屋外広告物条例の規定による許可の申請が必要な屋外広告物
 - 「表示又は設置」… 都条例第8条、第15条、第16条又は第30条第1項に規定する許可 「内容の変更又はその改造若しくは移転」… 都条例第27条第1項に規定する許可
- ②広告塔、広告板、小型広告板、電柱・街路灯柱の利用広告、標識利用広告、装飾街路灯 等 (原則として、建築物若しくは工作物に附帯するもの及び土地に定着するものに限る。)

手続の流れ

屋外広告物の表示・設置等は、下記の流れに沿って手続をお願いします。

東京都屋外広告物条例に基づく許可申請対象規模等を確認します。 事前相談 事前協議書の提出 (許可申請の15日前までに) ※協議内容によっては時間がかかる場合があります。 ※アドバイザーの助言は必要に応じて複数回行われることがあります。 景観事前協議 港区 助言・指導書の送付(区) 景観アドバイザーの助言(港区景観条例) 助言・指導書 ※定例会は週1回程度開催 回答書の提出 事業者 景観事前協議終了

許可申請

東京都屋外広告物条例に基づく許可申請を行います。

行為の着手・完了

屋外広告物を表示・設置します。

変更事前協議書(港区景観条例) ※計画に変更があった場合

完了報告書の提出

完了報告書を提出します。

※協議を行わない者、虚偽の内容により協議をした者は、弁明の機会を設け、港区景観審議会の意見を聞いた上で、公表の対象となる場合が あります。

(2) 協議対象とならない屋外広告物について

景観事前協議の対象とならない屋外広告物についても、港区景観計画及び本ガイドラインに沿った屋外広告物の計画・デザインとしてください。

小さな屋外広告物

屋外広告物は小規模なものであっても、街並み景観に影響を与える 大事な要素です。

地域らしさを表した質の高い屋 外広告物を設置・表示することで、 港区らしい魅力的な街並み景観づ くりを、より一層進めることがで き、まちの価値を高めることにも つながります。

そのため、小さな広告物であっても、周辺の街並みに配慮された ものとなるよう、十分な配慮をお 願いします。











質の高いデザインが街の魅力となっている小さな屋外広告物の例

窓面の内側を利用した広告物

景観事前協議の対象となりませんが、港区の街並み景観を担う大切な要素です。

歩行者の視点を考慮し、情報量を整理すること等、本ガイドラインを参 考としてください。



情報を整理し効果的な表示とした窓面 広告物の例

(3) 屋外広告物の普及啓発について

景観事前協議による屋外広告物の景観誘導だけでなく、広告主、事業者、建物所有者、関係団体、地域組織等へ 区の取組について周知啓発を進め、本ガイドラインに沿った自主的な取組を促します。

また、表彰制度や区民参画イベント等を開催し、出来る方策を組み合わせて複合的に普及啓発に取り組みます。

景観街づくり賞による表彰制度

景観街づくり賞を活用し、地域 の魅力を引き出している良好な屋 外広告物を表彰します。



平成 28 年度景観街づくり賞奨励賞を 受賞した店舗



平成23年度景観街づくり賞を受賞し た事務所・店舗

出前講座の開催

港区では、区民の皆さんが主催する学習会等に区の職員を講師として派遣し、区政の取組や専門知識を生かし た話などを地域に出て行う「生涯学習出前講座」という事業があります。

この制度を活用し、商店街等の地域において、屋外広告物による景観づくりへの関心を高めるための講座を開 催します。

ワークショップの開催

「看板街歩き |等の区民参加型ワー クショップを開催し、屋外広告物 と景観に関する理解や協力を促し ます。



参考イメージ



参考イメージ

パンフレットの配布

各商店街や屋外広告物の関係団体等にパンフレットを 配布し、屋外広告物による魅力的な景観形成への理解や 協力を促します。



港区の景観協議の手引〜屋外広告物編〜